

証券コード：7792

株式会社コラントッテ

第25期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2022年12月21日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



開催場所

大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）



決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役7名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

新型コロナウイルス感染症対策のお願い

当日のご来場はお控えいただき、郵送による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

目次

第25期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	4
計算書類	18
監査報告	20
株主総会参考書類	25



証券コード 7792
2022年12月6日

株 主 各 位

大阪府中央区南船場二丁目10番26号
株 式 会 社 コ ラ ン ト ッ テ
代表取締役社長 小 松 克 巳

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、適切な感染防止策を実施したうえで本株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、ご出席に代えて書面により行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月20日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年12月21日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 大阪府中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム（末尾ご案内図ご参照） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第25期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

- ◎事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://colantotte.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://colantotte.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

【株主の皆様へのお願い】

- ・株主様の健康と安全を第一に考え、可能な限り株主総会へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・会場ではマスクのご着用や会場にご用意いたします消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染防止のため、会場内の座席間隔を広げることから、座席数に限りがございます。そのため、座席数を上回るご来場の場合、入場制限を行わせていただく場合がございます。
- ・ご来場の株主様には、体調確認や検温にご協力いただく場合がございます。また、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけさせていただき、ご入場を差し控えていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本総会においては、感染防止の観点から議事の時間を短縮し、議場での詳細な説明は省略させていただきます。
- ・株主総会ご出席へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ・役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://colantotte.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

開催日時
2022年12月21日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するように
ご返送ください)



行使期限

2022年12月20日（火曜日）午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

[illegible]

※議決権行使書用紙はイメージです。

第1号議案・第2号議案・第4号議案・第5号議案について 第3号議案について

賛成の場合→**賛**に○印
反対の場合→**否**に○印

全員賛成の場合 → **賛** に○印
 全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に→**賛**に○印をし、反対する候補者
反対の場合 番号を下の空欄に記入

(添付書類)

事業報告

(2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで)

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策による制限が緩和され、経済回復に向けた動きへの期待が高まりました。

当社が営んでいる事業につきましても、外出自粛制限の解除や当社の強みであるスポーツ市場における活動制限の緩和等、市場環境の好転が見られたものの、ロシアによるウクライナ侵攻に伴うエネルギー価格や原材料価格の高騰、日米金利差拡大等による急激な円安の進行など、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、「本気の実顔の実現」という経営理念の下、社会的課題である「生活の質」＝QOL（Quality Of Life）の向上に貢献するための事業を展開し、社会的価値と同時に企業価値の向上に取り組んでおります。

当事業年度につきましては、新製品の市場投入、クリスマスなどのギフト需要への施策及び期間限定商品がヒットしたこと、さらに、テレビCMや北京オリンピックでの当社契約選手の活躍等によりブランド認知度が大きく向上したことが売上の増加に貢献いたしました。

また、4月より女性に特化した新ブランド「Lierrey（リエリィ）」を立ち上げ、女性のニーズに応える磁気治療器やヘルスケア製品の販売を開始いたしました。

このような全社での経営強化策の下、ホールセール部門につきましては、国内卸販売は、引き続き重要取引先に対して様々な施策を行うキー・アカウント・マネジメント（重要取引先管理）による販売強化に努めました。その結果、スポーツ量販業態及びインターネットやテレビ、ラジオ等の通販業態との取引が引き続き好調に推移いたしました。海外卸販売は、主要取引先国の情勢不安やコロナ禍の影響による市場の冷え込みが依然続いており厳しい状況で推移いたしました。以上の結果、売上高は3,283,935千円（前期比15.0%増）となりました。

イーコマース部門につきましては、国内ECはテレビCMやSNS等のマーケティング活動を強化したことや、北京オリンピックでの当社契約選手の活躍等により認知度が向上し、自社サイトやECモールのYahoo!ショッピング、楽天市場の自社店舗が好調に推移いたしました。越境ECにつきましては、中国の「Tmallグローバル」に加え、2021年11月に「JDワールドワイド」にも出店いたしました。以上の結果、売上高は1,008,740千円（前期比70.8%増）となりました。

リテール部門につきましては、緊急事態宣言が解除されたこと及びテレビCMや北京オリンピックでの当社契約選手の活躍等もあり、来店客数が増加し堅調に推移いたしました。また、

2022年6月には「イオンレイクタウンmori」（埼玉県越谷市）に新規出店いたしました結果、売上高は371,083千円（前期比21.4%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、4,663,759千円（前期比24.3%増）となりました。利益面につきましては、業務の効率化や徹底したコスト管理を図った結果、営業利益は951,285千円（前期比47.2%増）、経常利益は955,647千円（前期比51.9%増）、当期純利益は610,454千円（前期比45.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は77,417千円であり、その主な内容は製品の金型代、店舗改装費用及びIT設備への投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 22 期 (2019年9月期)	第 23 期 (2020年9月期)	第 24 期 (2021年9月期)	第 25 期 (当事業年度) (2022年9月期)
売 上 高	2,942,170	2,886,212	3,752,508	4,663,759
経 常 利 益	431,308	490,610	629,319	955,647
当 期 純 利 益	271,329	324,810	420,505	610,454
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	33円92銭	40円60銭	51円34銭	68円37銭
総 資 産	2,222,034	2,323,447	3,618,408	4,103,901
純 資 産	561,222	886,033	2,240,108	2,745,465
1 株 当 た り 純 資 産 額	70円15銭	110円75銭	251円06銭	306円45銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2021年2月19日開催の取締役会決議に基づき、2021年2月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第22期(2019年9月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第25期(2022年9月期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第25期(2022年9月期)の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) **対処すべき課題**

当社は、超高齢化の進展や健康増進とともに関心が高まっているQOLの向上という社会的な課題の解決に資する活動を当社の事業領域として事業を展開しております。このQOLは、生活者の満足感・幸福感・安心感や生活の快適性・豊かさ等を表しているものとして捉え、その中で当社としては「健康に関する領域」と「生活不安に関する領域」に焦点を当てた事業展開により、社会的課題の解決への貢献を図り、社会的価値及び企業価値の向上に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

① 認知度の向上と顧客数の拡大

当社は、持続的に成長するためには、当社及び当社製品の認知度を向上させ、新規顧客を継続的に獲得し、顧客数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的なブランディング活動等により当社の認知度を向上させ、既存メディアにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより、当社製品の認知度の向上と顧客数の拡大に努めてまいります。

② リピート顧客の獲得

当社は、安定した収益基盤を構築するために、当社製品についてリピート顧客（生涯顧客）を獲得していくことが課題と認識しております。そのために、当社は、製品ラインナップにおけるリピート商材の拡充及び会員制等の継続率の高いビジネスモデルの開発を行ってまいります。

③ 新製品及び新規事業への取り組み

今後の継続的な企業成長を実現するためには、新製品及び新規事業への取り組みが必要不可欠であると認識しております。当社は、QOLの向上に資する活動を事業領域として定め、当社経営資源の集中と有効活用を図ることで、新規ブランド及び新製品の開発並びに新規事業の拡大に積極的に取り組んでまいります。

④ 模倣品対策と知的財産権確保

当社は、重要な資産であるブランド価値を守るために徹底した模倣品対策が重要であると考えております。現在、当社が行っている取り組みとしては、正規品の証として模倣が限りなく困難であるオリジナルの特殊ホログラムシールを「Colantotteシリーズ」のパッケージに貼付することに加え、同じく貼付されているユニークコード（同じ数字が重ならない唯一無二の番号）を当社ホームページの正規品判定サイトに入力することで、正規品か否かを瞬時に判別できる「真贋判定・トレーサビリティシステム」を構築しており、今後もこれらの取り組みを継続することで模倣品対策に努めてまいります。

また、ブランド価値を守るためには、知的財産権の確保も重要であると考えております。国内のみならず海外も含めて数多くの知的財産の権利化を実現する一方で、他社の知的財産権に対しては、新製品の開発過程で抵触の有無を調査することを徹底し、今後も継続して取り組んでまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と育成

当社は、継続的な成長のために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に、当社の製品及びサービスの充実や拡大を行うため、営業、開発及びマーケティングを担当する人員の採用を適時に行ってまいります。また、当社の経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施することで、優秀な人材の育成に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めるために、内部管理体制のさらなる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて、業務の効率化と法令遵守の徹底を図ることで、さらなる内部管理体制の強化に努めるとともに、監査役監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実にも努めてまいります。

⑦ 海外戦略

当社の企業価値の最大化において、当社ブランドのグローバル展開が、今後の重要なテーマと認識しております。現在、海外8か国の販売代理店を通じて販売するとともに、中国での越境ECも行っております。今後、グローバル化を推進するにあたり、中国での越境ECを一層強化するとともに中国以外の越境ECにも注力してまいります。

(7) **主要な事業内容**（2022年9月30日現在）

当社は、医療機器及び日用品雑貨の製造・販売を主な事業としております。

(8) **主要な営業所及び工場**（2022年9月30日現在）

本	社	大阪市中央区
---	---	--------

(9) **従業員の状況**（2022年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90名（30名）	2名増（2名増）	43.4歳	6.3年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイトを含む。）は最近1年間の平均人員を計算し、（ ）内に外数で記載しております。

(10) **主要な借入先の状況**（2022年9月30日現在）

（単位：千円）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	67,500
株式会社日本政策金融公庫	23,050

(11) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2022年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,958,900株
- (3) 株主数 4,551名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
株 式 会 社 ア ー ク ・ ク エ ス ト	3,200,000	35.71
小 松 克 巳	2,000,000	22.32
和 田 百 子	800,000	8.92
小 松 由 美 子	450,000	5.02
MSIP CLIENT SECURITIES	264,300	2.95
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	177,200	1.97
中 原 摩 紗 子	50,000	0.55
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	44,278	0.49
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	42,100	0.46
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	38,900	0.43

- (注) 1. 持株比率は、自己株式42株を控除して算出しております。
2. 株式会社アーク・クエストは、当社代表取締役社長である小松克巳氏が株式を保有する資産管理会社であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が36,400株、資本金が1,001千円、資本準備金が1,001千円増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第1回新株予約権
発行決議日		2018年9月20日
新株予約権の数		314個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 62,800株
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使価額		55円
権利行使期間		2020年10月1日から 2028年8月31日まで
行使の条件		(注) 3.
役員保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 264個 目的となる株式数 52,800株 保有者数 3名
	監査役	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
2. 2021年2月19日開催の取締役会決議により、2021年2月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。
3. 行使の条件は、以下のとおりであります。
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 松 克 巳	
取 締 役	小 松 由美子	マーケティング統括本部長
取 締 役	森 田 仁	営業統括本部長
取 締 役	永 井 謙 一	管理統括本部長
取 締 役	六 藤 広 平	生産統括本部長
取 締 役	清 水 俊 順	弁護士法人サン総合法律事務所 代表社員 株式会社eWeLL 社外監査役
取 締 役	柳 堀 泰 志	柳堀公認会計士事務所 所長 株式会社R J パートナース 代表取締役 株式会社グッドライフカンパニー 社外取締役（監査等委員） 税理士法人Wells Accounting 代表社員 株式会社ハブ 社外監査役
常 勤 監 査 役	下 拂 良 行	
監 査 役	礪 川 祐 二	株式会社WaG 代表取締役 BL株式会社 社外監査役 株式会社BCJ 社外監査役
監 査 役	藤 岡 亜 紀	AIRS司法書士事務所 代表

- (注) 1. 取締役清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、社外取締役であります。
2. 監査役礪川祐二氏及び藤岡亜紀氏は、社外監査役であります。
3. 監査役礪川祐二氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役永井謙一氏は、2021年12月23日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、取締役に就任しております。
5. 当社は、取締役清水俊順氏、取締役柳堀泰志氏、監査役礪川祐二氏及び監査役藤岡亜紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2021年12月23日開催の第24期定時株主総会において、永井謙一氏及び柳堀泰志氏は取締役に、下拂良行氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 2021年12月23日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって取締役上田宗則氏は、任期満了により退任いたしました。

8. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
小 松 由美子	取締役営業・マーケティング統括本部長	取締役マーケティング統括本部長	2021年12月23日
森 田 仁	取締役管理統括本部長	取締役営業統括本部長	2021年12月23日
永 井 謙 一	常勤監査役（社外）	取締役管理統括本部長	2021年12月23日
六 藤 広 平	取締役開発・製造統括本部長	取締役生産統括本部長	2022年7月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款において定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

また、当該定款の規定に基づき、当社は社外取締役及び監査役の全員と責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

ア. 基本方針

各取締役の報酬額については、固定及び会社業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、基本報酬としての固定報酬及び業績連動報酬で構成する。ただし、管理部門担当取締役、社外取締役については適切なコーポレート・ガバナンス維持の観点から、業績連動報酬は付与しないものとする。

イ. 決定方針の内容の概要

- a. 基本報酬は、職位に応じてあらかじめ定められた金額と勤続年数に加え、役員ごとの個別評価を行った金額とする。
- b. 業績連動報酬は、前事業年度の業績を基に、最終利益（前事業年度の当期純利益）をベースに、職位毎に定められた割合を乗じて算定する。
- c. 新たに選任された取締役は、選任初年度においては、原則として業績連動報酬は加算されないこととする。

また、当社は、固定報酬及び業績連動報酬について支給割合の決定に関する方針は定めておりません。業績連動報酬の付与方針は、当期純利益の予算の達成度合いに応じて決定しており、業績連動報酬は、前事業年度の当期純利益に職位毎に定めた割合を乗じて算出しております。当期純利益を指標として選択した理由は、当社の業績や取締役の貢献度はかるうえで相応しい指標と判断したためであります。

なお、最近事業年度の業績連動報酬は、2021年9月期の当期純利益の予算の達成度合いに応じて算出しており、目標が前期比120.5%であったのに対して、実績は同129.5%であったことを受けて、5,900千円と決定しております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に則した役員報酬規程を定めており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等を当該規程に基づき算定いたしましたため、これらが当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年12月26日であり、取締役の報酬等の額は年額200,000千円以内（決議時の取締役の員数は5名）、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年9月27日であり、監査役の報酬等の額は年額20,000千円以内（決議時の監査役の員数は3名）と決議されております。また、2018年9月20日開催の臨時株主総会でストック・オプション報酬額として取締役は年額3,300千円以内（決議時の取締役の員数は4名）、監査役は年額1,100千円以内（決議時の監査役の員数は2名）と決議されております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小松克己氏に対し当事業年度に係る各取締役の基本報酬の額及び管理部門担当取締役、社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について、評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	113,614 (7,500)	108,284 (7,500)	5,330 (－)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13,104 (8,154)	13,104 (8,154)	－ (－)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	126,718 (15,654)	121,388 (15,654)	5,330 (－)	12 (6)

- (注) 1. 上表には、2021年12月23日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び2021年12月23日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役清水俊順氏、社外取締役柳堀泰志氏、社外監査役礪川祐二氏及び社外監査役藤岡亜紀氏の兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・出席状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 清水俊順	20回	100%	—	—
取締役 柳堀泰志	16回	100%	—	—
監査役 礪川祐二	20回	100%	14回	100%
監査役 藤岡亜紀	20回	100%	14回	100%

（注）取締役柳堀泰志氏は、2021年12月23日開催の第24期定時株主総会で就任したため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、取締役柳堀泰志氏の就任以降の取締役会の開催回数は16回であります。

・発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役清水俊順氏は、取締役会において弁護士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案・審議等につき質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

取締役柳堀泰志氏は、取締役会において公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案・審議等につき質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

監査役礪川祐二氏は、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、発言を行っております。

監査役藤岡亜紀氏は、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、司法書士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 20,000千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由は、監査役会において、監査計画、監査職務の遂行状況、品質、リスク対応、報酬の算定根拠等を確認し、過去の報酬実績も参考にしたうえで会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、剰余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況及び投資資金の必要性等を考慮し、内部留保とのバランスを図りながら配当を実施してまいります。また、内部留保金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大・発展を実現させるための資金として有効に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、業績など総合的に検討し、1株当たり16円とさせていただきます。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,256,026	流動負債	1,202,163
現金及び預金	1,340,200	電子記録債務	138,090
受取手形	5,264	買掛金	183,697
電子記録債権	175,565	1年内償還予定の社債	35,000
売掛金	642,607	1年内返済予定の長期借入金	77,236
製品	573,049	リース債務	1,970
仕掛品	244,214	未払金	228,709
原材料及び貯蔵品	152,364	未払費用	20,539
前渡金	1,186	未払法人税等	251,139
前払費用	35,023	預り金	11,571
その他の債権	87,950	賞与引当金	40,845
貸倒引当金	△1,399	製品保証引当金	4,387
固定資産	847,874	クーポン引当金	1,669
有形固定資産	645,432	その他の負債	207,306
建物	324,250	固定負債	156,272
構築物	67	社債	132,500
車両運搬具	6,554	長期借入金	22,500
工具、器具及び備品	45,771	リース債務	1,272
土地	265,821	負債合計	1,358,436
リース資産	2,967	(純資産の部)	
無形固定資産	47,123	株主資本	2,745,465
特許権	4,940	資本金	477,786
商標権	23,349	資本剰余金	467,786
ソフトウェア	16,963	資本準備金	467,786
その他の無形資産	1,870	利益剰余金	1,799,923
投資その他の資産	155,318	その他利益剰余金	1,799,923
出資金	11	別途積立金	37,500
長期前払費用	1,096	繰越利益剰余金	1,762,423
繰延税金資産	108,930	自己株式	△29
その他の資産	45,280	純資産合計	2,745,465
資産合計	4,103,901	負債純資産合計	4,103,901

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年10月 1 日から)
(2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売 上 高			4,663,759
売 上 原 価			1,620,243
売 上 総 利 益			3,043,515
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,092,229
営 業 利 益			951,285
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	532		
為 替 差 益	1,527		
助 成 金 収 入	2,580		
そ の 他	1,359		6,000
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	1,067		
社 債 利 息	345		
そ の 他	226		1,638
経 常 利 益			955,647
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	970		970
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	722		
減 損 損 失	11,735		12,458
税 引 前 当 期 純 利 益			944,160
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	352,265		
法 人 税 等 調 整 額	△18,560		333,705
当 期 純 利 益			610,454

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月16日

株式会社コラントッテ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田 順一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 杉田 直樹
業 務 執 行 社 員

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コラントッテの2021年10月1日から2022年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

	招集ご通知
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。 利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上	事業報告
	計算書類
	監査報告
	株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果	
(1) 事業報告等の監査結果	
①	事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②	取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③	内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果	
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。	
2022年11月18日	
株式会社コラントッテ 監査役会	
常勤監査役	下拂 良行 ㊟
監 査 役（社外監査役）	礒川 祐二 ㊟
監 査 役（社外監査役）	藤岡 亜紀 ㊟

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付けております。

第25期の期末配当につきましては、当期の業績の状況等を踏まえまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円
配当総額 143,341,728円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条 （条文省略） <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条～第13条 （現行どおり） <削 除>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<新 設> 第15条～第46条 （条文省略） <新 設>	<u>（電子提供措置等）</u> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第15条～第46条 （現行どおり） <u>（附則）</u> <u>1. 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>2. 本附則は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	小松 克巳	代表取締役社長	【再任】	100% (20回/20回)
2	小松 由美子	取締役 マーケティング統括本部長	【再任】	100% (20回/20回)
3	森田 仁	取締役 営業統括本部長	【再任】	100% (20回/20回)
4	六藤 広平	取締役 生産統括本部長	【再任】	100% (20回/20回)
5	井阪 義昭	管理統括本部副本部長 兼財務・経理部長	【新任】	—
6	清水 俊順	社外取締役	【再任】 【社外】 【独立】	100% (20回/20回)
7	柳堀 泰志	社外取締役	【再任】 【社外】 【独立】	100% (16回/16回)

【再任】再任取締役候補者 【新任】新任取締役候補者
【社外】社外取締役候補者 【独立】証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 柳堀泰志氏は、2021年12月23日開催の第24期定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	再任 こ まつ かつ み 小 松 克 巳 (1957年2月2日生)	1975年4月 株式会社近畿建設 入社 1982年10月 株式会社小松建設 設立 同社 代表取締役 就任 1988年4月 株式会社タイムス一級建築事務所 設立 同社 代表取締役 就任 1989年4月 株式会社小松コーポレーション 設立 同社 代表取締役 就任 1997年10月 株式会社アーク・クエスト（現 当社）設立 2002年9月 当社 取締役 就任 2004年7月 当社 代表取締役社長 就任（現任）	2,000,000株
		〔取締役候補者とした理由〕 小松克巳氏は、1997年の設立から当社の発展を牽引するなど、経営に関して豊富な経験・実績・知見を有しており、当社の経営の推進と継続的成長のための強いリーダーシップを発揮していることから、今後も当社の発展に寄与することができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
2	再任 こ まつ ゆみ こ 小 松 由美子 (1956年4月8日生)	1997年10月 株式会社アーク・クエスト（現 当社）設立 当社 代表取締役 就任 2005年11月 当社 取締役事業本部長 就任 2018年11月 当社 取締役営業・マーケティング統括本部長 就任 2021年12月 当社 取締役マーケティング統括本部長 就任（現任）	450,000株
		〔取締役候補者とした理由〕 小松由美子氏は、1997年の設立から取締役として当社の各事業に携わり、幅広い事業経験、豊富な知見を有しており、事業部門の責任者として重要な役割を果たしていることから、今後も当社の発展に寄与することができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	再任 もり た ひとし 森 田 仁 (1961年7月2日生)	1984年4月 株式会社ワールド 入社 1998年6月 同社 米国法人 執行役社長 就任 2004年4月 株式会社アップデート 取締役 就任 2006年7月 株式会社アイ・フュージョン・インターナシ ョナル 取締役 就任 2008年8月 日本ソーイング株式会社 代表取締役副社長 就任 2010年12月 株式会社アーク・クエスト（現 当社）入社 営業統括本部長 2015年11月 当社 取締役営業統括本部長 就任 2018年11月 当社 取締役管理統括本部長 就任 2021年12月 当社 取締役営業統括本部長 就任（現任）	8,300株
		〔取締役候補者とした理由〕 森田仁氏は、当社入社後、営業、管理部門に携わり、当社の発展に主導的な役割を果たしており、豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することができる と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
4	再任 ろく とう こう へい 六 藤 広 平 (1962年11月27日生)	1985年4月 株式会社ワールド 入社 1995年12月 株式会社ヴァイ 入社 2004年4月 株式会社ミズワン 入社 2005年11月 株式会社アイ・フュージョン・インターナシ ョナル 入社 2011年9月 株式会社パーテクス 入社 2012年6月 当社 入社 2014年4月 当社 開発・製造部長 2018年11月 当社 開発・製造統括本部長 2021年2月 当社 取締役開発・製造統括本部長 就任 2022年7月 当社 取締役生産統括本部長 就任（現任）	3,300株
		〔取締役候補者とした理由〕 六藤広平氏は、当社入社後、開発・製造部門に携わり、当社の発展に主導的な役割を果たしており、製造に関する豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することができる と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
5	新任 い さか よし あき 井 阪 義 昭 (1960年10月11日生)	1983年 4 月 株式会社PALTAC 入社 1988年 8 月 株式会社千趣会 入社 2015年 1 月 同社 執行役員経営企画本部副本部長兼経理部長 就任 2015年11月 ワタベウェディング株式会社 執行役員 就任 2016年 1 月 株式会社千趣会 執行役員総務本部長兼総務本部財務経理部長 就任 2016年 6 月 ワタベウェディング株式会社 取締役執行役員管理部門担当 就任 2017年 1 月 株式会社千趣会 執行役員総務担当 就任 2018年 1 月 同社 執行役員財務担当 就任 2019年 1 月 株式会社マナベインテリアハーツ 入社 管理本部長 2019年 9 月 当社 入社 管理統括本部副本部長兼財務・経理部長（現任）	—
〔取締役候補者とした理由〕 井阪義昭氏は、上場企業での管理部門担当取締役としての経験や、財務・経理責任者としての長年の経験を有し、また、現在は管理統括本部副本部長として当社の経営を担っております。これまでの豊富な業務経験と経営を担う知見を有していることから、当社の発展に寄与することができると判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
6	再任 社外 独立 しみず とし のぶ 清 水 俊 順 (1966年10月14日生)	1996年 4 月 弁護士登録／清水・高村法律事務所 入所 2002年 4 月 清水・高村法律事務所 パートナー 2003年 1 月 弁護士法人サン総合法律事務所 設立 同所 社員（清水・高村法律事務所を法人化） 2011年 1 月 弁護士法人サン総合法律事務所 代表社員（現任） 2012年 6 月 公益社団法人大阪府柔道整復師会 外部理事 2016年 4 月 大阪簡易裁判所 民事調停委員 2020年 4 月 当社 社外取締役 就任（現任） 2022年 3 月 株式会社eWeLL 社外監査役 就任（現任）	－
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 清水俊順氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から適切な助言をいただくことができると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
7	再任 社外 独立 やなぎ ぼり やす し 柳 堀 泰 志 (1976年1月5日生)	2000年4月 株式会社TKC 入社 2007年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年8月 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社（現 エイベックス株式会社）入社 2012年3月 柳堀公認会計士事務所 所長（現任） 2015年12月 みずほ証券株式会社 入社 2019年7月 株式会社RJパートナーズ 設立 代表取締役 就任（現任） 2020年3月 株式会社グッドライフカンパニー 社外監査役 就任 2021年3月 税理士法人Wells Accounting 設立 代表社員 就任（現任） 2021年5月 株式会社ハブ 社外監査役 就任（現任） 2021年12月 当社 社外取締役 就任（現任） 2022年3月 株式会社グッドライフカンパニー 社外取締役（監査等委員）（現任）	—
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 柳堀泰志氏は、公認会計士及び税理士等としての豊富な経験と専門的知識及び幅広い見識を有しており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から適切な助言をいただくことができると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって清水俊順氏が2年9か月、柳堀泰志氏が1年となります。
4. 当社は、清水俊順氏及び柳堀泰志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。清水俊順氏及び柳堀泰志氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、川上真由氏は、監査役下拂良行氏の補欠としての候補者であります。

また、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
かわ かみ ま ゆ 川 上 真 由 (1972年5月12日生)	1997年10月 株式会社アーク・クエスト（現 当社）入社 2014年10月 当社 業務管理部長 2018年12月 当社 内部監査室長 2020年10月 当社 品質保証部長（現任）	2,000株
〔補欠監査役候補者とした理由〕 川上真由氏は、当社入社後、管理部門、事業部門など各部門全般に携わり、また、内部監査部門も経験するなど、豊富な経験や知見を有しており、監査業務を行うにあたり適任と判断し、補欠の監査役としての選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、川上真由氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、同氏との間で締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、川上真由氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年12月26日開催の第22期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、2018年9月20日開催の臨時株主総会でストック・オプション報酬額として年額3,300千円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記取締役の報酬等の額及びストック・オプション報酬額とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与は、本議案の範囲内で、譲渡制限期間の異なる複数の譲渡制限付株式を複数組み合わせることを予定しております。

【本割当契約の内容の概要】

- (1) 譲渡制限期間
対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から7年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 退任時の取扱い
対象取締役が譲渡制限期間の満了前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 譲渡制限の解除
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (4) 組織再編等における取扱い
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) その他の事項
本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

招集と通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2022年11月18日開催の取締役会において、本総会にお諮りしている第5号議案をご承認いただくことを条件として、新たな決定方針を決議いたしました。株式報酬に関して同第5号議案をご承認いただいた場合の決定方針の概要は、以下のとおりです。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようになるとともに、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

報酬の内訳としては、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬にて構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職責を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位を基準として、担当する職務、職責を考慮し決定するものとする。

(3) 業績連動報酬の内容及び額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は金銭報酬とし、月例の固定報酬と合わせて支給する。その算定方法については、業績向上に対する意識を高めるために、各事業年度の営業利益を指標として、役位に応じて算定した額とする。なお、業績連動報酬の指標として営業利益としているのは、当社の業績や取締役の貢献度を図るうえで相応しい指標と判断したためです。

(4) 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、かつ、当社が発行または処分する普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合は、分割比率・併合比率に基づいて合理的な範囲内で調整を行う。）とする。取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(5) 金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、適切な支給割合となることを方針とする。

(6) 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬及び業績連動報酬については、取締役会決議により代表取締役社長に対して具体的報酬額の決定を委任し、その委任を受けた代表取締役社長が決定する。非金銭報酬については、取締役会の決議により取締役個人別の割当株式数を決定する。

なお、上記内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認する。

以 上

招集通知

事業報告

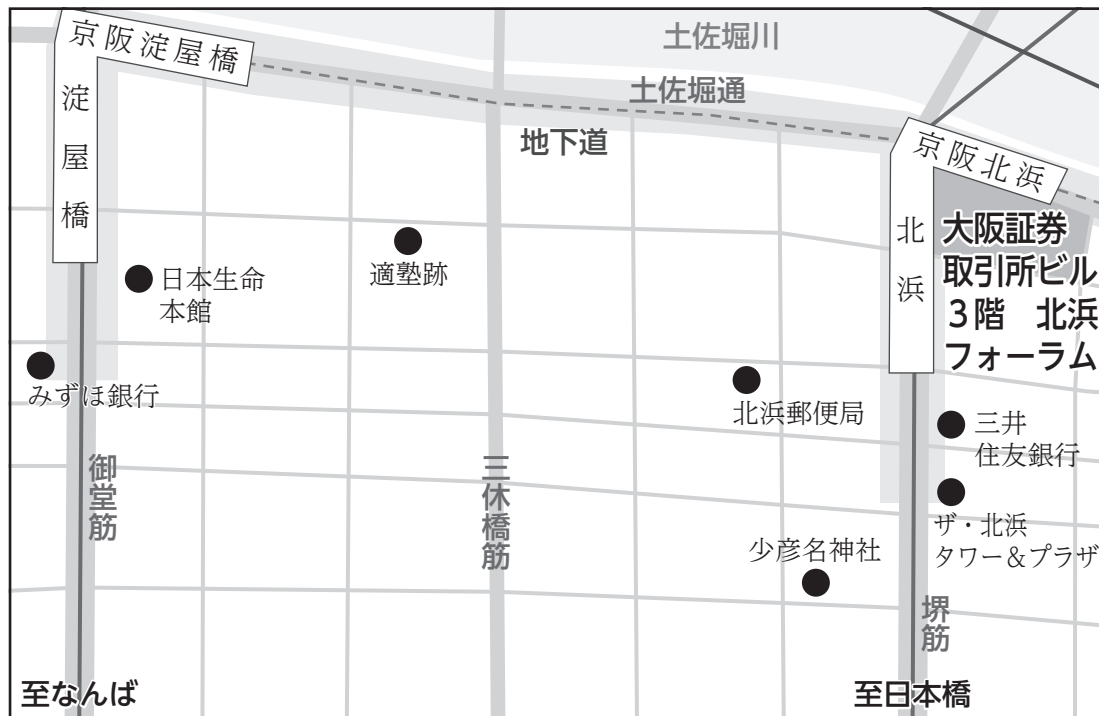
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中区北浜一丁目 8 番16号
大阪証券取引所ビル 3 階 北浜フォーラム
☎ 06-6202-2311



- 会場への交通
地下鉄堺筋線「北浜」 1 B 出口（地下道直結）
京阪本線「北浜」 28 出口（地下道直結）
地下鉄御堂筋線「淀屋橋」徒歩 7 分 27 出口（地下道直結）
●お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。